

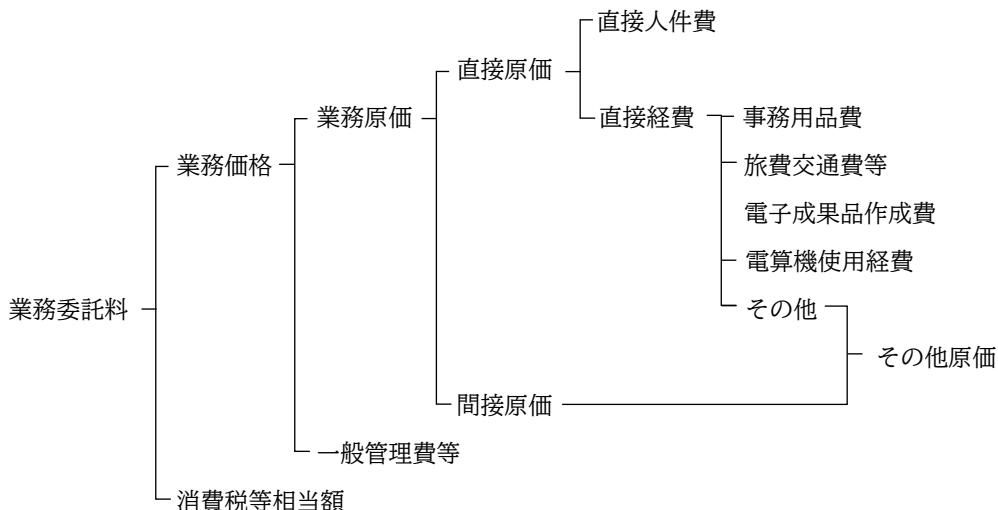
# 発注者支援業務標準積算基準(試行)

## 1 適用範囲

この積算基準は、鳥取県国土整備部が発注する土木工事に係る発注者支援業務を委託する場合に適用する。

## 2 業務委託料

### (1) 業務委託料の構成



### (2) 業務委託料構成費目の内容

#### イ 直接原価

##### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者的人件費とする。

##### (ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

###### a 事務用品費

###### b 旅費交通費等（業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む）

###### c 電子成果品作成費

###### d 電算機使用経費等

##### (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

#### ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

#### ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

#### ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

### 3 業務委託料の積算

#### (1)業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方により積算するものとする。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額})$$

$$= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額})$$

$$= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})$$

#### (2)各構成費目の算定

##### イ 直接原価

###### (イ)直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、5 標準歩掛による。

###### (ロ)直接経費

事務用品費及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

###### a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、土木工事共通仕様書その他必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

###### b 旅費交通費等

旅費交通費等に関する算定は設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）に準ずる。

なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

旅費交通費等	旅費交通費等の上限（千円）
直接人件費の 0.63%	244

（注）旅費交通費等の率は、打合せ、現地調査の費用とする。

###### c 業務用事務室損料、備品等

電子成果品作成費は設計業務等標準積算基準書第3編設計業務第3節電子成果品作成費に準じて計上する。計算式及び電子成果品作成費の上下限はその他設計業務に準じて算出する。

###### d 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となるに計上するものとする。

##### ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

##### ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

### (3)変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \frac{\text{変更積算金額} \times \text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

イ 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

ロ 直接経費

(イ)業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

(ロ)旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

ハ その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

### (4)その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）を参考とする。

## 4 業務内容

(1)発注者支援業務共通仕様書の第2002条1項から3項までを基本とする。

### (2)打合せ

・業務の実施にあたり調査職員と管理技術者は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。

・対象工事毎の業務着手時、中間時又は成果納入時には、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。

・対象工事毎の打合せについては、業務全体の業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることができるものとする。

## 5 標準歩掛

### (1)図面数量作成標準歩掛

(1 件当たり)

区分	直接人件費				備考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
図面作成				2.0	
数量計算			4.0		

(注)1. 本歩掛には3~5回程度の再作成等を含むものとする。

2. 本歩掛は、対象工事の工事費及び工種区分による補正を行うものとする。

3. 補正に当たり、本歩掛に対して下記補正式により算出した補正係数を乗じて求めるものとする。

なお、補正係数は小数2位(小数3位四捨五入)まで算出する。

$$\text{補正係数} = (1+X1) \times (1+X2)$$

X1 : 工事費による補正係数

X2 : 工種区分による補正係数

工事費による補正係数(X1)

対象工事費(税込み)	X1
50,000千円未満	0.00
50,000千円以上	+0.50

工種区分による補正係数(X2)

工種区分	X2
下記以外の工事	0.00
鋼橋架設工事	+0.05
PC橋工事	+0.05
舗装工事	-0.25
トンネル工事	+0.20

### (2)仮設等検討標準歩掛

(1 回当たり)

区分	直接人件費				備考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
仮設検討		0.3	0.5	1.0	

(注)1. 本歩掛は、工事の発注等にあたり、委託成果の作成時に想定していた施工条件が変更となったことなどに伴い、仮設計画等を見直す必要が生じた場合に適用する。

2. 本歩掛の作業内容は、仮設計画等の見直し検討に加え、図面作成や見直し範囲に係る数量計算書の作成を含むものとする。なお、仮設計画等とは、構造計算を必要としない任意仮設の計画であり、仮設進入路の構造や位置の修正、又はそれと同等程度の作業とする。

(3)打合せ

(1回当たり)

区分 職種	直接人件費				備考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
業務着手時	0.5			0.5	

(注)1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。